

【留意事項】本理由書の記載内容は、紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議に使用しますが、理由書の提出により、自動的に「紹介受診重点医療機関」として選定される訳ではありません。

理由書

(紹介受診重点医療機関にかかる基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由)

大阪府知事様

<提出日> 令和 8 年 1 月 21 日

<医療機関>

名称 馬場記念病院

所在地 堺市西区浜寺船尾町東 4-244

<申請者>

法人又は個人の名称 社会医療法人ペガサス

代表者 馬場 武彦

住所または所在地 堺市西区浜寺船尾町東 4-244

令和7年度外来機能報告において、紹介受診重点外来の基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由は下記のとおりです。

馬場記念病院は平成15年より地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携を継続して推進していくように取り組んでいます。

地域の診療所などから紹介患者の受け入れ及び、逆紹介を積極的に行っており、令和7年度の外來機能報告では紹介率 84.5% (参考水準 50%) 逆紹介は 100.8% (参考水準 40%) の実績があります。

また、初診の基準 40% に対して令和7年度の外來機能報告では 80.3% です。

再診の基準 25% に対して令和7年度外來機能報告では 24.6% となり、引き続き地域の医療機関との連携を密に図り、地域の医療ニーズに適切な形で応えるべく取り組んでいく所存です。

※添付資料がある場合は、あわせてご提出ください。

【理由の記載について】

- ・一時的に基準を満たしていない場合は、その事情をあわせて記載ください。
- ・何らかの事情により基準を満たすことができない場合は、その事情をあわせて記載ください。

【留意事項】本理由書の記載内容は、紹介受診重点医療機関の選定にかかる協議に使用しますが、理由書の提出により、自動的に「紹介受診重点医療機関」として選定される訳ではありません。

理由書

(紹介受診重点医療機関にかかる基準は満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由)

大阪府知事様

<提出日> 令和 8 年 1 月 19 日

<医療機関>

名称 公益財団法人 浅香山病院

所在地 堺市堺区今池町3丁3番16号

<申請者>

法人又は個人の名称 公益財団法人 浅香山病院

代表者 理事長 高橋 明

住所または所在地 堺市堺区今池町3丁3番16号

令和7年度外来機能報告において、紹介受診重点外来の基準を満たさないが、紹介受診重点医療機関への意向がある理由は下記のとおりです。

当院は734床の精神病床を抱える大規模な精神科病院かつ223床の一般病床を持つ急性期ケアミックス型病院でもあり、他には例を見ない医療機関です。精神科では救急急性期から認知症治療、合併症治療さらには電気けいれん療法(mECT)、rTMS治療など、高機能の精神医療体制を確立しています。地域の精神科に限らず大阪府下の幅広い医療機関での受療患者の危機対応、鑑別診断、治療方針の決定とフォロー・更新に多数の紹介を受け入れています。当院としての病態評価に基づいた治療方針の判断のもと、各々の医療機関での継続的治療の支援につなげています。これらでは初期の鑑別診断以外では高額医療機器等医療資源の投入は行いませんが、精神医療に固有な高機能の診断・治療機能を発揮した重点外来に相当するものであります。

基準値の未達については上述のとおり、特に再診において高額医療機器等医療資源の投入を行わない精神科外来(精神科デイケアを含む)患者が多いため、再診の重点外来割合が20.9%と基準25%を満たさない低い数値となります。ただし精神科外来患者を控除して計算すると37.4%となり基準をクリアします。

再診の重点外来割合が基準を満たしていない事情は以上のとおりであり、今後も引き続き地域の医療機関との連携を図ってまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

※添付資料がある場合は、あわせてご提出ください。

【理由の記載について】

- ・一時的に基準を満たしていない場合は、その事情をあわせて記載ください。
- ・何らかの事情により基準を満たすことができない場合は、その事情をあわせて記載ください。